

JFA Compliance Handbook



JFAコンプライアンス・ ハンドブック

2030年組織基盤「世界トップ3」の
スポーツ団体の実現に向けて



公益財団法人 日本サッカー協会

会長メッセージ

肉体の限界に挑み、技術の粋を結集して競い合うスポーツ。アスリートが見せる真摯なプレーは多くの人々に感動と勇気をもたらしてくれます。そして、その中で生まれるフェアプレーやリスペクトあふれるドラマもまた、美しく、気高く、スポーツの素晴らしさを多くの人々に伝えてくれます。

地域のつながりが希薄になった現代社会において、スポーツはコミュニティーの核となり得るもので、超高齢化社会に突入した日本にとっては、健康寿命の延伸、医療費の削減といった社会問題の解決にも大きな役割を果たしていくでしょう。多様な価値観を認めるダイバーシティの推進という意味でもスポーツは非常に重要なコンテンツです。

しかし、残念なことに、世界では汚職や違法賭博による八百長、人種差別、ドーピングといったスポーツの尊厳を脅かす問題が後を断ちません。幸い、日本サッカーでは八百長は起こっていませんが、ボーダレス社会になったことで、これまで無縁だと思われていた問題がいつ起こっても不思議ではない状況になっています。

一方で、国内のスポーツ現場では勝利至上主義などによる行き過ぎた指導が、子どもたちからサッカーの楽しさを奪っているケースも多々見受けられます。

私たちは日本のスポーツを統括する団体として、社会的責任があります。サッカーを介してスポーツの魅力や価値を多くの人々に知っていただく一方で、スポーツの尊厳やサッカー活動、組織を脅かす危機や不正の予兆をいち早く察知し、その防止に努めなければなりません。それには、私たち自身が高い倫理観を持ち、「法令の遵守」「社会倫理に基づいた行動」「国際親善」「社会貢献の実践」といったコンプライアンスを実践していくことが大前提になります。

この『JFAコンプライアンス・ハンドブック』は、サッカー協会（JFA/FA）の従業員の行動規範として定めたものです。これを各種連盟や加盟団体、登録する団体・個人と共有し、サッカーファミリーの価値観の共有と倫理観の向上を図りながら、コンプライアンスを最優先する組織・風土づくりを進めていきます。

また、コンプライアンスを「JFAの理念」を具現化する上での重要な課題の一つと位置づけ、サッカーを愛する国内外の皆さまとステークホルダーに対する信頼の維持向上、社会規範に則した誠実かつ公正で透明性の高い組織運営を遂行し、サッカーを通じた社会貢献と国際親善に努めていく考えです。

I. 「倫理・コンプライアンス方針」「倫理規範」の位置づけ	02
II. 倫理・コンプライアンス方針	04
III. 倫理規範	05
IV. 遵守事項・遵守ガイド	
(1) 法令等の遵守	08
(2) 人権尊重と差別の禁止	10
(3) 適正な経理処理	12
(4) 公正な取引関係の維持	14
(5) 情報の厳正な管理	16
(6) 情報の開示と説明責任	18
(7) 自然環境の保全	20
(8) 地域社会への貢献	22
(9) 試合結果の不正操作の禁止	24
(10) ドーピングの禁止	26
(11) 違法賭博の禁止	28
(12) ハラスメントの禁止	30
(13) 違法薬物や問題飲酒行動等の禁止	32
(14) 不正な利得の收受行為の禁止	34
(15) 私的利益追求の禁止	36
(16) 反社会的勢力との断絶	38
V. 相談窓口	40

I. 「倫理・コンプライアンス方針」 「倫理規範」の位置づけ

「倫理・コンプライアンス方針」は、「サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献する」という公益財団法人日本サッカー協会（JFA）の理念を実現する上で欠くことができない倫理・コンプライアンス対応の決意表明です。



Ⅱ. 倫理・コンプライアンス方針

公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）は、日本サッカー界を統括し代表する団体として、「サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献する。」ことを理念に掲げ、数多くの公益目的事業を行っています。

私たちは理念の実現に向けて、様々なステークホルダーの声に耳を傾け、期待に応える必要があると考えています。そして、日々の活動の中で社会的信用の維持・向上に努め、法令違反や不祥事を未然に防止し、倫理・コンプライアンスを意識した行動を実践することが最重要課題の一つであると認識しています。

特に、スポーツ界においては、ハラスメント、暴力、差別、八百長、違法賭博、ドーピング、違法薬物の使用、問題飲酒行動、不正経理、不正な利得の供与・収受などのコンプライアンス違反行為が、スポーツインテグリティを脅かす重大な問題となります。私たちは確固たる信念を持って、コンプライアンス違反行為の撲滅に取り組みます。

私たちは、具体的に以下に掲げる方針を胸に活動してまいります。

- (1)常に「リスペクト」の精神をもって、誠実な姿勢で公正を貫くことを心がけ、公平な行動を行い、サッカーの普及及び強化活動を行います。
- (2)倫理・コンプライアンスを「世界各国の法規範や内部規範の遵守だけでなく、社会通念や道徳など、社会から求められるより高いレベルの倫理観に従って行動し、誠実かつ公平・公正な行動を実践すること」と捉え、一人ひとりが実践します。
- (3)この倫理・コンプライアンスの実践、遵守を推進するために、組織風土の醸成や組織体制を構築し、組織一体となって倫理・コンプライアンス重視の組織基盤の整備を行います。

2016年5月19日

公益財団法人 日本サッカー協会
会長 田嶋 幸三

Ⅲ. 倫理規範

公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。)の組織運営、各種事業の推進に関わるすべての関係者は、社会的責任を果たしつつ、本協会の理念を追求すべく、高いレベルの倫理観に従って誠実かつ公平・公正に行動する。

本規範は、その具体的な行動等について下記のとおり定める。

なお、本規範に反した行動、行為を行った者は、社会の諸規範、本協会や加盟団体及び選手等が属する組織の諸規定等に則り、懲罰等を科せられることがある。

[本協会の理念]

サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献する。

1. 本規範の対象者

本規範の対象となる者(以下「役職員、登録者等」という。)は、本協会各種規則等に定める次の団体及び個人とする。

- (1) 本協会の役職員等(理事、監事、名誉役員、評議員、司法機関委員、各種委員会委員、職員、業務受託者、派遣職員等)
- (2) 本協会に加盟する以下の団体(以下「加盟団体」という。)
 - ① 都道府県サッカー協会
 - ② 地域サッカー協会
 - ③ 各種の連盟
 - ④ 関連団体
 - ⑤ Jリーグ
- (3) 本協会に登録する加盟するチーム(準加盟チームを含む)
- (4) 本協会に登録する以下の個人(以下「選手等」という。)
 - ① 選手
 - ② 指導者(監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者)
 - ③ 審判員
 - ④ 審判指導者
 - ⑤ 加盟団体の代表者
 - ⑥ 加盟団体の役職員その他の関係者

2. 行動の基本原則

役職員、登録者等の行動は、次の基本原則に基づくものである。

- (1) 本協会の使命と役割を自覚し、本協会の理念の実現に向け模範的かつ自発的であること。
- (2) 本協会及びサッカー界が社会的責任を負っていることを認識し、広くステークホルダーと協力して、社会からの期待に応えるようにすること。
- (3) 公私を問わず社会的信用の維持、向上に努めるとともに、常に自らを厳しく律し、責任を持って、誠実かつ公正であること。

3. 具体的な遵守事項

役職員、登録者等は、上記の基本原則に基づき、以下の事項を遵守して行動する。

(1) 法令等の遵守

日本のみならず、世界各国の文化、法令等を尊重し、様々な社会規範、法規範及び本協会の定款、本規範に付随する諸規則等の内部規範、指示、指令、命令、決定及び裁定を遵守する。

様々な規範には、国際サッカー連盟（FIFA）、アジアサッカー連盟（AFC）及び東アジアサッカー連盟（EAFF）の諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所（CAS）の仲裁関連規則の他、指示、指令、命令、決定並びに裁定等が含まれる。

(2) 人権尊重と差別の禁止

人種、肌の色、民族、国籍、出自、性別、年齢、言語、障がい、性的指向、信条、宗教、政治、その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別を行わない。また、人権を尊重し、差別を排除する環境作りに努め、人権侵害や差別に加担するような行為を行わない。

(3) 適正な経理処理

経理に関し、法令、会計原則、基準、加盟団体及び選手等が属する組織の規則等に基づき適正な処理を行い、金銭等を含む資産の本来の目的外への流用や不正行為、また、他者にそれを強いる行為を行わない、また、それを排除するよう行動する。

(4) 公正な取引関係の維持

サッカーを通じた活動に必要な物品やサービスの調達にあたり不合理な商習慣を排除し、公正かつ透明度の高い適正な関係を確立するとともにそれを保持する。

(5) 情報の厳正な管理

業務上やサッカーを通じて知り得た個人情報、機密情報及び非公開情報について、個人や法人の権利を尊重し、厳重に取り扱う。

(6) 情報の開示と説明責任

本協会、加盟団体及び選手等が属する組織の国内外の幅広いステークホルダーに対して活動状況を適時、適切に開示し、透明性の確保に努める。

(7)自然環境の保全

社会の一員として、自然環境を保全する責任があることを自覚し、地球環境の持続可能性に配慮した活動を継続的に推進して、環境への負荷低減に努める。

(8)地域社会への貢献

サッカーを通じ、より良い社会の実現に向けて、国内はもとより国際的にも積極的に地域社会に参画し、友好親善関係を築くとともに、地域社会の持続可能な発展に貢献するよう行動する。

(9)試合結果の不正操作の禁止

試合の勝敗について予め取り決めを行う等の不正な試合操作に加担しない、他者に強い、また、それを排除するよう行動する。

(10)ドーピングの禁止

競技の健全な秩序や風紀を乱すドーピング行為を行わない、他者に強い、また、それを排除するよう行動する。

(11)違法賭博の禁止

賭博は犯罪であるという認識を強く持ち、違法に金銭を賭ける賭博にあたる行為を行わない、他者に強い、また、それを排除するよう行動する。

(12)ハラスメントの禁止

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、暴力、誹謗、中傷等、様々なハラスメントを行わない、また、それを排除するよう行動する。

(13)違法薬物や問題飲酒行動等の禁止

健康と安全を脅かす大麻、麻薬、覚せい剤等の違法薬物の譲受、譲渡、所持、使用、風紀を乱す問題飲酒行動、飲酒運転、及び未成年者の飲酒・喫煙等を行わない、他者に強い、また、それを排除するよう行動する。

(14)不正な利得の收受行為の禁止

不当な利益供与を目的とした金品の供与、贈答、接待の授受やその疑いのある行為を行わない、他者に強い、また、それを排除するよう行動する。

(15)私的利益追求の禁止

それぞれが所属する組織の社会的使命と責任を認識し、その職務や地位を、私的な利益の追求に利用しない。

(16)反社会的勢力との断絶

市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度を堅持するとともに一切の関係を持たない。

公益財団法人 日本サッカー協会

2016年6月16日 理事会決定

2017年5月18日 改正

法令等の遵守

(1) 法令等の遵守

日本のみならず、世界各国の文化、法令等を尊重し、様々な社会規範、法規範及び本協会の定款、本規範に付随する諸規則等の内部規範、指示、指令、命令、決定及び裁定を遵守する。

様々な規範には、国際サッカー連盟（FIFA）、アジアサッカー連盟（AFC）及び東アジアサッカー連盟（EAFF）の諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所（CAS）の仲裁関連規則の他、指示、指令、命令、決定並びに裁定等が含まれる。

▼遵守ガイド

1. 社会生活を営む者として法規範、社会規範を遵守する。また、世界各国の文化、法令等を尊重する。
2. FIFA、AFCおよびEAFFの諸規程、CASの仲裁関連規則の他、スポーツやサッカーに関連する国際法、国内法、規則、通達等を把握し、遵守する。
3. 組織が定める規則等の規定内容を十分に理解した上で、日々の業務や活動を遂行する。また、日常生活においても、常に法令や社会規範などのルールを守る。

解説 1

法令等を遵守しなくてはならない理由

皆さんは、不正や不祥事等、コンプライアンス違反に関するニュースを見聞きしたとき、どのように感じますか。

なぜ法令を守らなければいけないのでしょうか。法令違反は、公的な処罰を受けることはもちろんですが、JFAで働く私たちには法令等の遵守について強い意識を持たなければならない理由があります。

まず、JFAは極めて公益性の高い事業を行う法人として認定を受けた公益財団法人であるということです。法令等の遵守に加え、高いコンプライアンス意識をもって行動することが求められます。2017年3月には、理事会で内部統制基本方針案が採択され、より透明性、公共性の高いガバナンスの構築に取り組むこととしました。サッカーは世界中で多くの人たちに愛されているスポーツであることから、国内はもとより国際社会からの期待に応じて行動すること、すなわち各国の法令等を遵守し、国や地域によって異なる文化、慣習などを尊重し行動することが求められます。

法令等を遵守して初めて社会的な信頼を獲得し、JFAの使命である「サッカーを通じてスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全なる発達と社会の発展に貢献する」ことができるのです。

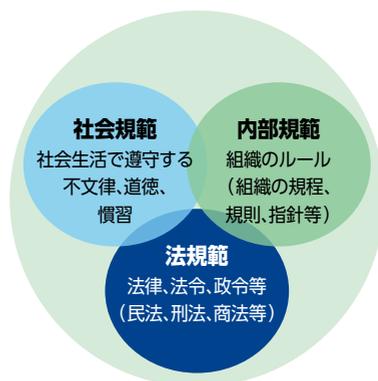
解説 2 コンプライアンスとは

コンプライアンスは、一般的に「法規範」、「社会規範」、「内部規範」の3つを遵守することから成り立っていると言われています。

法規範とは、民法、刑法、商法などを含む国内外の法律、法令、政令等を指します。法律の制定、改正動向や解釈、通達などにも注意を払って行動する必要があります。

社会規範とは、社会生活を営む上で欠かせない決まり事や道徳、慣例のことを指します。海外における宗教上の決まり事や風習、慣習などにも配慮する必要があります。

内部規範とは、組織が定めた規程、規則等のことです。組織のルールは組織運営、人事、法務、経理、受発注等の機能ごとにおおの定める必要があります。またルールに不備や不足がないかを常に点検し、必要な場合には新たに制定、改廃します。



解説 3 新規事業を進める、あるいは新制度を制定する際の留意点

新規事業を行う時や新制度を制定する際は、関連するあらゆる法令やルールに留意して進める必要があります。人事、総務、会計、税務などさまざまな側面を考慮し、関連する法規範やルールに則って業務を進めましょう。

- 新規事業や新制度がコンプライアンスの観点から見て、法的に適切かどうか、第三者の目から見てどうかを考慮する必要があります。
- 新規事業や新制度に関連し、遵守しなければならぬ税務上のルールを確認する必要があります。
- 新規事業や新制度に関連して発生する会計方法と経理処理にあたってのルールを確認する必要があります。

このように、新しい事業に取り組む、あるいは新制度を適用する際には、さまざまな法規範やルールに則って行う必要があるため、弁護士など外部の専門家や関連部署に相談するようにしましょう。



人権尊重と差別の禁止

(2) 人権尊重と差別の禁止

人種、肌の色、民族、国籍、出自、性別、年齢、言語、障がい、性的指向、信条、宗教、政治、その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別を行わない。また、人権を尊重し、差別を排除する環境作りに努め、人権侵害や差別に加担するような行為を行わない。

▼遵守ガイド

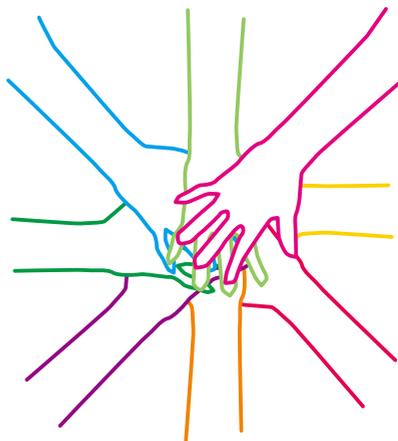
1. 人権、多様性、異なる価値観を尊重し、いかなる場合においても相手をリスペクトして接する。
2. 差別的言動、人権やプライバシーを侵害するような発言、いじめ、嫌がらせなど、他人に恐怖心を与えたり、不快な思いをさせたりするようなことは決してしない。
3. JFAの役職員として、サッカーの現場においても日常生活においても、人権が尊重されるよう行動する。

解説 1

法令等を遵守しなくてはならない理由

「プレーヤーズファースト」「フェア」「リスペクト」といった価値観を掲げる私たちは、差別やハラスメントを許しません。

他者の価値観や思想、考えに配慮しない言動が他者の尊厳や人格を傷つけたり、不快感を与えたりする場合があります。また、場合によっては間接的に人権を侵害するケースもあります。配慮を欠いた言動が人を傷つけることがあるということを認識し、人権の尊重、差別・ハラスメント防止に努めましょう。



世界では人権尊重と差別撲滅に関するさまざまな取り組みが行われています。サッカーはグローバルなスポーツであることから、私たちも国際的な事業活動に関わっています。人種や宗教、世界の動きなどを十分意識して行動する必要があります。

- 世界人権宣言：1948年に国際連合（国連）で採択された「世界人権宣言」は、全ての人間が固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を持っているということを認めた宣言です。この宣言は、その後国連で結ばれた人権条約の基礎となっており、世界の人権に関する規律の中で最も基本的な意義を有しています。
- 国際サッカー連盟（FIFA）の取り組み：FIFAは2016年5月、長年国連で人道支援に関わってきたファトマ・サムラさんを事務総長に登用しました。また、人権問題の世界的権威であるハーバード大学のジョン・ラギー教授のサポートを受け、「FIFA人権ポリシー」の策定に取り組んでいます。
- 欧州サッカー連盟（UEFA）の取り組み：UEFAは、「Football Against Racism in Europe（欧州におけるサッカー反差別組織／FARE）」とパートナーシップを締結し、UEFAの主要大会で人種差別撲滅のキャンペーンを展開しています。
- 国際オリンピック委員会（IOC）の取り組み：オリンピック憲章のオリンピズム根本原則第6条では、差別を排除し、友情、連帯、フェアプレーの精神をもって相互に理解しことをオリンピック・ムーブメントの目的として明記しています。また2014年12月に採択された「オリンピック・アジェンダ2020」で、オリンピック開催国に対して人権尊重についての改善を義務づけることとし、IOCとオリンピック開催国との契約書に差別禁止条項が盛り込まれることになりました。

Q&A

どのような行為が差別的行為となるのか

Q. 差別的行為とはどのような言動ですか。また、自分の言動が差別的行為とならないようにするには、どのようなことに注意すべきですか。

A. 他者の人権、プライバシーなどを侵害し、侮辱するような行動や発言全てが差別的行為にあたります。大切なのは、相手の受け止め方を考えることです。自分や自分と同じ価値観を持つ人にとっては気にならない言動であっても、人によっては傷ついたり、不快感を持ったりするケースがあります。また、他者の身体的特徴や癖、プライバシー、国籍や宗教、身分、経済的・社会的関係などを話題に挙げて、揶揄したり、中傷したりすることも差別となります。

<差別的行為の例>

- 観客などから問い合わせを受けた際に、年齢などを理由に見下した対応をする。
- 国籍が異なるなどの理由で、競技会参加、講習会受講等を認めない。
- 競技の応援や指導に熱心になり過ぎるあまり、相手チームや選手に対して、人種を例にして暴言や侮辱的な言葉を浴びせる。

適正な経理処理

(3) 適正な経理処理

経理に関し、法令、会計原則、基準、加盟団体及び選手等が属する組織の規則等に基づき適正な処理を行い、金銭等を含む資産の本来の目的外への流用や不正行為、また、他者にそれを強いる行為を行わない、また、それを排除するよう行動する。

▼遵守ガイド

1. あらゆる会計取引は、法令、会計原則、基準および所属している組織のルールに基づいて、適時かつ正確に、網羅的に記録、報告、処理されなければならない。
2. 特に、寄付金、補助金、助成金を目的以外に使用することは、いかなる目的のためであっても許されない。
3. 取引実態のない架空の収入、支出等の計上につながる不正取引や経理処理には、決して関与しない。

解説 1 経理・会計（経費精算等）処理の際の留意点

経理処理（経費精算等）の際は、以下の点に留意する。

- 経理・会計は速やかに行う（伝票等を皆さんに扱ったり、支払い等の期限を無視したりしない）
- 経理・会計はルールに従って正しく処理する。改ざんやごまかしは決してしない。
- 経理・会計の申請者および承認者は、旅費規程など関連規程を確認し、申請内容に誤りがないか厳重にチェックする。

解説 2 日常に潜む不正の種

日常の些細な行動が、ともすると不正につながる場合があるということを心に留めておきましょう。以下のような小事が将来の重大な違反行為の引き金になることがあります。

- 懇親会で実際の出席人数よりも多く申告し、懇親会費や会議費等を水増し請求する。
- 出張のついでにプライベートな旅行を行い、その費用を請求する。
- 備品購入の際、ポイント獲得など不当に利益を得るために、組織の規定や推奨行動に従わず、個人のクレジットカード等を恣意的に多用する。

Q&A

外部関係者との事務所外での適切な打ち合わせ場所

Q. 出先で外部関係者を交えて打ち合わせをすることになりました。話の内容が漏れないように、個室のある飲食店で行いたいと思います。接待を兼ねて高級料理店を使ってもいいでしょうか。

A. 打ち合わせの内容が漏れないよう個室を使うことはとがめられることはありませんが、適切な料金で利用できるレストランがあるにもかかわらず、わざわざ高級料理店で打ち合わせをし、その経費を申請するという行為はモラルに欠けます。「常識の範囲」を超える場所での打ち合わせは慎んでください。

また、接待費を申請する際に参加人数を実際より多く申告し、接待費を水増し請求するなどの行為は不正行為となり、各種処分の対象となります。金銭にまつわる不祥事や粉飾決算等の多くの事件は、最初は小さな嘘や隠蔽、改ざんから始まります。



事例

スポーツ競技団体に対する助成金の不正受給

2013年、ある競技団体が日本スポーツ振興センター（JSC）から選手育成事業の委託費を不正に受給していたことが発覚しました。同団体は、選手らに架空の領収書を書かせるなどして不正に委託費を受け取っていました。これに関わった同団体の事務局長は解任され、さらに、理事の半数が交代する事態となりました。

2015年には、別の競技団体がJSCからの助成金や日本オリンピック委員会（JOC）を通じた国庫補助金を不正受給していたことが明らかになりました。同団体は、旅行会社を利用して不正に受け取ったお金を協賛金として還流させていました。

助成金などの不正受給が判明した場合、助成金の返還、選手に対する受給資格停止処分、競技団体に関与した場合は競技団体に罰則が科されます。通常の処理と異なるなど経理処理に疑義を感じたら、見過ごすことなく、上司や内部通報窓口、管理部、財務部等に相談してください。

公正な取引関係の維持

(4) 公正な取引関係の維持

サッカーを通じた活動に必要な物品やサービスの調達にあたり不合理な商習慣を排除し、公正かつ透明度の高い適正な関係を確立するとともにそれを保持する。

▼遵守ガイド

1. 物品、サービスを調達する取引先の選定は、信頼性、実績、サービス内容、品質、価格などを総合的に判断する。
2. 取引先との間で、馴れ合いと誤解されるような行為はしない。従来から取引があったとしても、定期的に取り引条件や取引実績を定期的を確認し、見直す。
3. 独占禁止法、下請法（下請代金遅延等防止法）の遵守事項にも留意し、偽装請負の疑いのある行為はしない。

解説 1 新規取引先との取引開始にあたって必要な承認手続

新規に業務を外部に受託、または委託する場合、取引先との取引開始の承認手続を経る必要があります。まず、取引先の信用や実績について情報収集し、懸念される事項がある場合は、信用調査会社等による調査を実施し、過去に財務の健全性に問題があったか否か、あるいは反社会的勢力等との取引がないかなどを確認します。その上で、書面を持って契約を締結します。契約書が交わされた後、財務部等の承認を得て取引先コードを取得し初めて取引を開始することができます。



解説 2

取引先選定プロセスの透明性確保と選定基準

公益財団法人であるJFAは、取引先の選定にあたっては常に選定の透明性を確保する必要があります。取引先の信頼性や実績、サービスの内容、品質、価格などについて選定基準を持って評価し、選定理由を明確にして見積もりを取ります。同じ取引先と継続して契約する場合も、契約条項や受託金や委託金などを見直し、稟議など適切なプロセスを経て決裁を仰ぎましょう。場合によっては、外部専門家のセカンドオピニオンを得ることも必要かもしれません。

また、価格のみを取引先決定の判断基準としないよう気を付けてください。低価格というだけで選定すると、満足いく業務提供を受けられずに追加発注の必要性が生じたり、場合によっては見返りを期待されるなど、不利益を被る場合があります。

Q&A①

どのようなケースが偽装請負にあたるか

Q. 業務委託先の担当者に直接業務指示を出すことがありますが、偽装請負とはどのようなケースを指すのでしょうか。また、下請法にも注意するように言われています。どのような法律ですか。

A. 偽装請負とは、契約上は請負の形を取っていますが、実態は労働者派遣になっている状態を指します。業務委託先の従業員等を発注者の指揮命令・管理の下に業務をさせる行為です。業務委託先の責任者を通じて業務依頼を出すようにし、委託先の従業員等に直接指示を出さないようにしてください。契約にあたっては労働基準法や労働者派遣法に準拠した契約を締結するようにしてください。

下請法は、下請代金の値引きや支払遅延の禁止、不当返品など、下請業者に対する不当な扱いを防止する法律です。下請業者に対して前述のような行為をしていないかどうか、もう一度確認してみてください。

Q&A②

スポンサー企業との間で、販促品や贈答品をやりとりする行為は許されるのか

Q. スポンサー企業から無償で、しかも大量にその企業の商品を受け取る行為は問題ないでしょうか。また、広く一般に配布するようなプロモーション用のグッズなどを受け取ることは問題になるのでしょうか。

A. 公正な判断が妨げられる可能性があるため、「常識の範囲」を超えてスポンサーから無償で大量の商品を受け取るなどの行為は認められません。「常識の範囲」とは、業務上の意思決定に影響を及ぼさない、第三者が見て不自然でない範囲です。

ただし、プロモーション用の安価なグッズなどは、「公正な判断に影響を及ぼさない範囲」と考えられるため、よほど不自然でなければ許容範囲内と考えられます。また、法人、個人でお歳暮、お中元等の贈り物を頂いた場合など、判断に迷う場合は上司に相談し、指示を仰ぎましょう。

情報の厳正な管理

(5) 情報の厳正な管理

業務上やサッカーを通じて知り得た個人情報、機密情報及び非公開情報について、個人や法人の権利を尊重し、厳重に取り扱う。

▼遵守ガイド

1. 業務上、あるいはサッカー活動を通じて入手した個人情報や機密情報は、情報の漏えいや外部からの侵入等が起こらないよう厳重に管理する。また公開範囲、アクセス制限、保管、廃棄等の管理ルールを徹底し、第三者には決して口外したり、公表したりしない。
2. 職員が退職した後や雇用契約が満了した後においても、在職中や契約期間中に知り得た個人情報、機密情報は決して口外したり、公開したりしない。
3. スポンサーを含むステークホルダーの機密情報も厳正に管理し、決して口外したり、公表したりしない。
4. 文書等は、許可なく複製や複写をしない。

解説 1 個人情報、機密情報とは

「個人情報」とは特定の個人を識別することができる情報です。氏名、生年月日、住所、連絡先などのほか、録音された音声や映像、写真など特定の個人を識別できるものであればすべて個人情報に当たります。

一方、「機密情報」とは組織の重大な秘密情報のことで、経営上の重要な決定事項や人事情報、財務情報、マーケティング戦略、選手・指導者・審判等に関する評価・選定に関する情報等が該当します。書面、電子ファイル等の有形情報のみならず、耳で聞いた無形情報も機密情報に当たります。

個人情報、機密情報ともに厳重な管理が必要です。



解説 2

個人情報、機密情報を厳重に取り扱う理由と取扱い

個人情報の漏えいは、「個人情報保護法」に違反します。そして、個人情報を漏えい・流出された対象者への謝罪や賠償に加え、調査結果や今後の防止体制に関して公表することが求められます。また、流出した情報を入手した第三者が不正に利用したり、あるいは、被害者から訴えられる場合もあります。このような事態を防ぐため、個人情報や機密情報は、公開範囲、アクセス制限、保管・破棄ルールを遵守してください。またパソコンや携帯電話の紛失、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス (SNS) の利用、公共の場での会話などにも十分注意しましょう。

解説 3

情報の取扱いに関する留意点

情報の管理にあたっては、以下のことに配慮しましょう。

- 個人情報や機密情報を含む文書や重要な取引に関する文書をメール送信する際は、必ずパスワードを設定する。
- 個人情報や機密情報を含む電子文書は、アクセス権限を管理したフォルダに保管する、または保存の際にパスワードを設定し、アクセスの権限を与えられた者のみがパスワードを共有する。
- 電子文書のファイル受け渡しの際は、受け渡し終了後、速やかにそのファイルを削除する。
- 個人情報や機密情報を含む紙文書は、不用意に机の上に置いたり、鍵のかからないキャビネット等に放置しないよう注意する。また、廃棄する際はシュレッダーで細かく裁断する。
- SNSにアップする業務上の出来事や情報については、広報等の承認を得た内容のみとし、JFA公式のFacebook、Twitterアカウント以外のSNSに掲載しない。
- 屋外、飲食店、電車、タクシー、エレベーターの中などの公共の場で、組織の出来事などを話題にしない。
- 組織内外にかかわらず、作成する資料に無断で第三者の著作物を転載、複製、加工、改変しない。

Q&A

メディアへの情報提供

Q. 多くの人々にサッカーの素晴らしさを伝えたり、組織の活動を知ってもらうためには、メディアの力が欠かせません。信頼のおける記者とこれからも良好な関係を維持していきたいので、特別にリーク（未公表の情報を提供）しても良いでしょうか。

A. 確かにメディアと良好な関係を築くことは大切です。だからといって組織として、いまだ公表していない情報を特定の記者だけに提供することは誤報や憶測を生み、組織のリスク管理の低下、ひいては信用の失墜につながります。

公表することが承認された内容のみを、しかるべき時期に提供してください。自己の判断で発表内容や時期を判断しないでください。

情報の開示と説明責任

(6) 情報の開示と説明責任

本協会、加盟団体及び選手等が属する組織の国内外の幅広いステークホルダーに対して活動状況を適時、適切に開示し、透明性の確保に努める。

▼ 遵守ガイド

1. 私たちの社会的使命や責任を果たすため、また、ステークホルダーに活動を正しく理解してもらうために情報を開示、説明する。
2. ステークホルダーへの情報開示は、活動状況、財務状況などを適時、適切に、わかりやすく、また偏りのないよう伝える。
3. 正確な情報を開示するために、真実を記録し、管理する。無断で変更したりしない。
4. 重要な記録については不当な理由、あるいは不適切な方法で廃棄したり、法律に反した形で破棄したりしない。

解説

情報開示とそのための記録の重要性

JFAは、公益性の高い事業を行う公益財団法人であり、その活動は、国内外のステークホルダーとの協働関係によって成立しています。ステークホルダーに私たちの活動を正しく理解してもらい、良好な関係を維持していくために正確な情報を開示することが必要です。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益認定法）では、事業計画書や収支予算書などの資料の公開が求められ、さらにガバナンスの観点からも適切な情報開示をすることが必要です。

また、情報開示のため、法令、組織のルールに従って日々正確に記録を取ることが不可欠です。記録に誤りや偽りがなく、一定の頻度で記録を確かめる必要があります。さらに、記録はいつでも確認できるよう整理して保管します。

Q&A

公益財団法人の情報を開示

Q. 公益財団法人はどのような情報公開が必要でしょうか。

A. 一般的には、情報公開はステークホルダーとの対話が目的です。JFAのステークホルダーは、狭義には、地域・都道府県FA、Jリーグ、Jクラブ、日本フットボールリーグ（JFL）、日本フットサル連盟、なでしこリーグ等の各種連盟、加盟チーム等ですが、広義には、行政機関やスポンサー企業、サッカーファン、地域住民や取引先の従業員なども含まれます。JFAは、公益認定法で開示が求められる情報はもちろん、ステークホルダーと対話する上で開示すべき情報をきちんと整理しておかなければなりません。

例えば、以下の公益財団法人は、公益認定法で開示を求められている情報に加え、さまざまな情報を開示しています。

- ・公益法人協会：就業規則や経理規程等のガバナンス上必要とされるすべての内部規程
- ・日本体育協会：個人情報保護関係規程や事務局関係規程等のガバナンス上必要とされる内部規程、国からの補助金交付状況など

用語解説 説明責任とは

社会的に大きな影響力を持つ組織（政府、法人など）が、株主や従業員（従業者）など直接的関係を持つ者だけでなく、消費者、取引業者、銀行などの金融機関、地域住民など、間接的に関わりをもつすべての個人／組織・団体などの利害関係者に対して、その活動や権限行使の予定、内容、結果等の報告をする必要があるとする考えのこと。



自然環境の保全

(7) 自然環境の保全

社会の一員として、自然環境を保全する責任があることを自覚し、地球環境の持続可能性に配慮した活動を継続的に推進して、環境への負荷低減に努める。

▼ 遵守ガイド

1. JFAは、政府が推進する地球温暖化防止活動に参画し、環境に配慮した活動を推進している。環境に関わるJFAの活動を理解し、自身の行動が環境にどのような影響を及ぼすかを考え、地球温暖化防止に努める。
2. 物品（事務用品、資材）の調達時には環境負荷の低い物品を購入する「グリーン調達」の推進に努める。
3. 温室効果ガス排出削減、節水、節電、リユース、リサイクルをはじめとした省エネ、省資源等の環境負荷の低減に努める。

解説 1 気候変動の影響とJFAの活動

温暖化が進むと、気温の上昇だけでなく地球全体の気候が大きく変化します。既にさまざまな影響が表れており、自然環境や人々の暮らしに重大な問題を引き起こしています。

日本は温室効果ガスの排出量を2020年までに2005年比で3.8%削減することを目標に、(1) エコな生活スタイルを選択しよう、(2) 省エネ製品を選択しよう、(3) 自然を利用したエネルギーを選択しよう、(4) ビル、住宅のエコ化を選択しよう、(5) CO₂削減につながる取り組みを応援しよう、(6) 地域で取り組む温暖化防止活動に参加しようという6つのチャレンジと25のアクションを掲げています。JFAもこの趣旨に賛同し、Jリーグとともに、天然芝のグラウンド増設の働きかけや、代表チームやJクラブのチームバスをはじめとする車のアイドリング防止を進めていくなど、47都道府県サッカー協会をはじめ、各種連盟・団体等、サッカーファミリー全員で実行してもらおうと呼びかけています。その他、国際大会やJFAやJリーグの主管試合、JFAやJリーグの広報媒体などを通じて環境保全や地球温暖化防止をPRしています。

また、2015年のCOP21（第21回気候変動枠組条約締約国会議）で2020年以降の国際的枠組みが採択されたことを受け、日本もこれに参加しました。組織が取り組む環境対策としては、クールビズやグリーン調達、自然エネルギーの活用、節水・節電などがあります。

解説 2

スタジアムの持続可能性

大規模なスポーツイベントを開催することは、多くの人々と感動を共有し、経済活動を活性化する効果がある一方で、イベント後のスタジアムの活用方法が課題に挙げられます。ISO 20121は、イベント運営を行う組織に向けて発行された国際規格で、社会的、経済的、環境的要素を考慮した持続可能なイベントを支援するマネジメントシステムです。イングランドのミレニアムスタジアム等がこの認証を取得しています。スタジアム建設の際にも上記認証の取得を検討するなど、持続可能性の考慮が必要です。

Q&A

環境保全のための職場における取り組み

Q. 地球環境の保全のため、職場において身近に取り組めることはありますか。

A. 例えば以下のようなことが挙げられます。

- ペーパーレス化の推進（パソコンを利用した会議の実施など）
- 不要な照明を消灯する
- 従来型の照明を低消費電力のLED照明に交換する
- 離席時にはパソコンの電源を切る
- 不要な事務用品を削減する
- 不必要に印刷しない、両面印刷にする
- 冷房時に必要以上に温度を低くしたり、暖房時に温めすぎたりしないよう、適切な温度設定を心がける
- 移動の際はできるだけ、公共交通機関や自転車などを利用する
- 車で移動する場合は、相乗りが望ましい
- 試合の際、ごみの廃棄を減らすために資源再利用を心がける



地域社会への貢献

(8) 地域社会への貢献

サッカーを通じ、より良い社会の実現に向けて、国内はもとより国際的にも積極的に地域社会に参画し、友好親善関係を築くとともに、地域社会の持続可能な発展に貢献するよう行動する。

▼遵守ガイド

1. 私たちは誰もが社会を構成する一員である。事業活動を通じた社会貢献はもとより、地域の活性化やサッカーを通じたスポーツ振興に寄与する活動を行い、地域社会の発展に努める。
2. JFAは、災害を受けた地域の復興支援活動や国際交流、アジア貢献事業などの社会貢献活動に力を入れている。サッカーを通じて社会貢献の一翼を担えることは、JFAの強みでもある。一人一人が地域、社会貢献活動に積極的に参加するよう努める。

解説

JFAの社会貢献活動

JFAは、サッカーやスポーツの振興活動に加え、以下のような社会貢献活動を行っています。

- 復興支援活動：東日本大震災や熊本地震などの被災地復興を目的とした義援金の募金活動やチャリティー活動を実施
- JFAこころのプロジェクト：子どもの心身の健全な成長を目的に、サッカー選手をはじめ、多くのアスリートが先生となって、夢を持つことの素晴らしさやそれに向かって努力することの大切さを伝える授業「夢の教室」を実施
- スポーツこころのプロジェクト：日本体育協会、日本オリンピック委員会（JOC）、日本トップリーグ連携機構、JFAの4団体で東日本大震災の被災地の学校を対象にしたこころのプロジェクトを開催
- JFAグリーンプロジェクト：グラスルーツスポーツの推進を目的に学校や幼稚園、保育園、公共施設などの芝生化に取り組む活動
- 国際交流、アジア貢献活動：AFC加盟協会を対象に指導者や審判インストラクター等を派遣したり、ユース育成のための資金援助を実施
- 国連グローバル・コンパクトへの参加：各企業、団体が責任を持って事業活動、社会還元活動を行うことで持続的な成長を目指す「国連グローバル・コンパクト」に参画。スポーツ統括団体ではJFAが世界初の登録
- 「ONE GOAL」キャンペーンへの参加：飢餓や貧困にあえぐアジアの子どもたちの実情を知ってもらい、食生活や栄養について知識を深めてもらう「ONE GOAL」キャンペーンに参画
- 地域イベントの支援：JFAハウス近隣の幼稚園等でのサッカー教室の開催やお祭りなどへの参加
- ロードサポート：Jリーグ、Jリーグ関連会社等のスタッフと共同で実施する、サッカー通りの清掃活動

CSRとは、Corporate Social Responsibility（組織の社会的責任）の頭文字を取ったもので、倫理的観点から、組織が事業活動を通じて自主的に社会に貢献する責任のことです。組織は社会や環境と共存し持続可能な成長を図るため、適切な意思決定をする必要があります。

国際標準化機構（ISO）は、組織のCSRに関するガイドラインとしてISO26000を制定しています（以下、原則と中核課題）。

<7つの原則>

- ①説明責任
- ②透明性
- ③倫理的な行動
- ④ステークホルダーの利害の尊重
- ⑤法の支配の尊重
- ⑥国際行動規範の尊重
- ⑦人権の尊重

<7つの中核課題>

- ①組織統治
- ②人権
- ③労働慣行
- ④環境
- ⑤公正な事業慣行
- ⑥消費者課題
- ⑦コミュニティへの参画およびコミュニティの発展

国連の「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals /SDGs）」もCSR活動の指針です。これは2030年に向けて国家、企業を含む地球全体で取り組むべき課題（17の目標と169の具体的な達成基準）に関して国連加盟国が合意した目標で、先進企業がCSR戦略として取り入れることを検討しています。



試合結果の不正操作の禁止

(9) 試合結果の不正操作の禁止

試合の勝敗について予め取り決めを行う等の不正な試合操作に加担しない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動する。

▼遵守ガイド

1. 試合の勝敗についてあらかじめ取り決めを行う八百長行為は、サッカー界の信用を大きく失墜させる。決して八百長に関与してはならない。
2. また、いかなる理由でも他者に八百長を持ちかけることは許されない。八百長に関与せず、自身が模範となって法制度に従い、八百長撲滅の教育や啓発活動を行う。
3. 万が一、八百長を持ちかけられた場合は、必ず断る。

解説 1

スポーツの賭博市場と八百長の脅威

情報技術 (IT) の発達によって世界のスポーツ賭博の市場規模は年々拡大し、2017年現在は、120兆円を超えるまでになっています。賭けの商品は10万通りに及び、最近では試合の最中に賭けるライブ・ベティングが全体の60～80%を占めるようになりました。八百長を仕掛けるマッチフィクサーにとっても賭ける側にとっても違法賭博をやりやすい環境になっており、脅迫や強奪、マネーロンダリングなど反社会的勢力による犯罪行為によって八百長が行われている実態があります。

日本では競馬、競輪、競艇、オートレースの4種類の公営競技、および宝くじ、スポーツ振興くじ (toto・BIG) の2種類の公営くじが運営されており、特別法によって合法になっています。そのうちスポーツ振興くじは、2013年から4年連続で売上が1,000億円を突破しており、その収益は、地域のスポーツ施設の整備、地域スポーツの普及や日本のスポーツの競技力の向上など、日本のスポーツ振興に役立てられています。

日本のサッカー界では八百長は発生していませんが、Jリーグは世界の数百に及ぶ賭博事業者 (ブックメーカー) で賭博の対象ということから、八百長につながる危険性は十分にあります。

解説 2

八百長防止のためのサッカー界の取り組み

JFAは2011年シーズンから、Jリーグなど日本の公式試合における賭け率を監視するシステムを導入。2013年には「インテグリティ協議会」と「インテグリティプロジェクト」を設置して八百長に関する研修や情報共有、警察等との連携強化を図るほか、規則や制度の整備、選手や審判員等への教育などを実施することにしました。また、Jリーグの新人研修会などで八百長防止に関する教育を行っているほか、JFAとJリーグ共同で各クラブの職員にむけた八百長防止に関するセミナーを開催しています。

皆さんが、他のスポーツに関わる人々の手本となるよう八百長防止やその啓発に努めてください。

Q&A

日本代表選手などに関する情報の扱い

Q. 私は業務上、日本代表選手に関する非公開の情報を知っています。八百長に加担するつもりは毛頭ないのですが、選手情報などをJFA外の誰かに話すことはいけませんか。

A. 八百長に加担する目的でなくとも、代表選手や監督など試合結果の予想に影響するような非公開の情報をJFA組織外の人に知らせてはいけません。また、JFA内部の人物であっても、その情報を知る権限のない人には漏らさないでください。情報を聞いた人が、それを何に利用するかは分かりませんし、知らないうちに八百長に加担していることもあり得ます。

事例

海外サッカーにおける八百長問題

韓国のプロサッカーリーグ（Kリーグ）で2011年、リーグ戦とカップ戦21試合で八百長が行われていたことが発覚し、八百長に加担した41人の選手がFIFAやKリーグから永久追放処分となりました。これは、韓国のサッカーくじ「スポーツTOTO」による多額の利益に目をつけた反社会的勢力がブローカー役を通じてKリーグ選手に接触し、試合結果の操作を依頼。ブローカーはTOTOで得た利益から成功報酬を選手に渡し、その選手がさらに後輩などを仲間に引き入れることでリーグ内に不正が広がりました。

イタリアでも2006年、ユベントスFCの当時のゼネラルマネージャー（GM）や最高経営責任者（CEO）らが審判（主審、副審）を買収、脅迫し、自チームに有利な判定を行うよう指示していたことが発覚。イタリアサッカー連盟や審判協会の会長も加担した組織的な犯行とされており、クラブチーム、クラブ関係者、サッカー連盟や審判協会、審判員など多くの関係者が罰せられました。

八百長にかかわる行為を見聞きした場合は、すぐに管理部に知らせるなどの対応をとってください。

ドーピングの禁止

(10) ドーピングの禁止

競技の健全な秩序や風紀を乱すドーピング行為を行わない、他者に強いしない、また、それを排除するよう行動する。

▼遵守ガイド

1. ドーピングが、フェアプレー精神に反し、サッカーという競技の価値を損ねるだけでなく、選手の健康を害することを認識する。
2. 世界アンチ・ドーピング防止規程、日本アンチ・ドーピング規程およびFIFAアンチ・ドーピング規程が定めた禁止物質を使用したり、使用させたりなどしてドーピングを行う、行わせることは決してしてはならない。
3. ドーピングを排除するため、ドーピングに関する知識を深めたり、選手への啓発活動に努める。

解説

JFAのドーピング防止体制

JFAは、「アンチ・ドーピング規程」を制定しています。この規程は、世界アンチ・ドーピング防止機構(WADA)が定める「世界アンチ・ドーピング規程」等のドーピングに関する規程を確実に遵守するために定めたものです。

JFAでは公式Webサイトで、ドーピング検査やドーピング防止のための行動やドーピング禁止物質などについて情報を発信し、ドーピングの予防に努めています。



Q&A

「うっかりドーピング」に対する注意

Q. 「うっかりドーピング」とは何ですか。「うっかりドーピング」でも制裁措置はありますか。防ぐために何に注意すべきですか。

A. 「うっかりドーピング」とは、「意図せず」に禁止物質の成分が含まれるサプリメントや薬品、点滴などを摂取し、結果として禁止薬物が検出され、ドーピングと判定されることです。意図的ではなくとも、これによって試合出場停止などの制裁措置が科されます。以前から服用していた薬などでも新たに禁止物質に指定されることがありますので、最新情報を知っておく必要があります。常にドーピングを意識し、わからない場合は、医師や薬剤師への確認が必要であることを、選手に啓発してください。

事例

組織的ドーピング発覚によるオリンピック出場停止

国際カヌー連盟は2016年、組織的なドーピングがあったとして、ルーマニアとベラルーシのスプリントチームに1年間の出場停止処分を科し、リオデジャネイロオリンピックの出場資格を剥奪、1年間の出場停止処分に科しました。

また、国際陸上連盟は、ロシアの組織的なドーピング問題で、ロシアの陸上選手団に対してリオデジャネイロオリンピックへの出場資格停止処分を科しました。ロシアオリンピック委員会は「ドーピングをしていない選手はオリンピック出場を認めるべきだ」として、スポーツ仲裁裁判所（CAS）に68人の選手の処分取り消しを求めて提訴しましたが、CASは組織的なドーピングが確実であるとして、その訴えを退けました。

2016年にもある有名なテニスプレーヤーが、WADAが新たに禁止薬物に指定した薬を服用したとして2年間の選手資格停止処分を科され、リオデジャネイロオリンピックへの出場資格を失いました。

選手等にドーピングの疑いがある場合は、上司、通報・相談窓口や管理部、技術部に相談してください。

用語解説

世界アンチ・ドーピング規程

「世界アンチ・ドーピング規程」はWADAにより策定された、ドーピング防止のための世界的ルールです。スポーツ大会に参加するアスリートの権利を保護し、世界中のアスリート、スポーツに参加するすべての人が公平、公正、そして平等にスポーツに参加するための、全世界、全スポーツ共通の約束事です。

競技規則と同様、スポーツを行う上での規則として、IOC、国際パラリンピック委員会（IPC）、そして、国際競技連盟（IF）各国のアンチ・ドーピング機関（NADO）やオリンピック委員会、パラリンピック委員会、主要競技大会機関等が採択、署名しています。

違法賭博の禁止

(11) 違法賭博の禁止

賭博は犯罪であるという認識を強く持ち、違法に金銭を賭ける賭博にあたる行為は行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動する。

▼遵守ガイド

1. 法律で合法と認められた賭博、くじ（競馬、競艇、宝くじ、スポーツ振興くじ（toto-BIG）等）以外の賭けごととはしない。また、いかなる理由でも他者に違法賭博を勧めたりしない。
2. 違法賭博を排除するよう努め、自身が模範となる行動を取るほか、周囲への教育や啓発活動を行う。
3. 万が一、違法賭博に参加するよう話をもちかけられた場合は、必ず断り、然るべき機関に報告する。

解説 1 違法賭博への関与がスポーツ界の信用失墜につながる理由

違法賭博は、法的に認められていない賭博行為で、犯罪です。

私たちは、法令遵守の義務があるだけでなく、スポーツの尊厳を守るためにも違法賭博に関与してはなりません。スポーツは公正なルールに基づいて、正々堂々と戦うことに大きな価値があります。私たちが違法賭博に関与することはその価値を損ない、スポーツ界全体の信用失墜を招きます。さらに違法賭博は反社会的勢力が関与している場合が多いです。周囲で違法賭博に関する情報を見聞きした場合や、自らが関与した可能性があると思われる場合は、上司、通報・相談窓口や担当部署に相談してください。



解説 2

賭博、公営賭博、違法賭博

賭博とは金銭や品物などを賭けて勝負を争う遊戯です。公営賭博以外の賭博は、原則として違法賭博です。また、「一時の娯楽に供する物」にあたらぬ「高額な商品」を賭ける場合は、金銭でなくても賭博罪となる可能性があります。

なお、法律で認められた公営賭博と違法賭博は以下の通りです。

- ・公営賭博：公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）、公営くじ（宝くじ、スポーツ振興くじ）
- ・違法賭博：野球賭博、バカラ賭博（裏カジノ）、賭け麻雀、賭けゴルフなど

欧米ではサッカー、アメリカンフットボール、野球、バスケットボール等のメジャースポーツの試合などを対象にしたオンライン賭博「ブックメーカー」があります。しかし、日本にいて、参加することは違法です。スポーツ以外の賭博でも、例えばラスベガスのカジノにオンラインで日本から参加する場合も違法となり、罰せられます。

Q&A

JFAの職員ですが、totoを購入しても問題ありませんか

Q. JFAの職員ですが、日本代表戦に関わるtotoを個人的に購入することに問題はありますか。なお日本代表戦に関する情報は全く知りません。

A. JFAの関係者のうち以下に当てはまる場合は、「totoの対象となる試合結果に影響を与えうる者」、もしくは「通常のtotoの購入者が知り得ない内部情報を職務上入手できる地位にある者」という理由から、購入者が予想できないBIGも含めスポーツ振興くじの購入が禁止されています。また、以下に該当しない場合でも、購入して当せんしたことを公言するなど、周囲に誤解を与えるような言動は慎みましよう。

<JFA関係者のうち、スポーツ振興くじの購入を禁止されている者>

- | | |
|-------------------------------|---|
| (1) 19歳未満のJFAの役職員 | (4) スポーツ振興投票の対象試合（※）を担当するマッチコミッショナー、審判員および対象試合の実行委員業務に関わる |
| (2) Jリーグの理事を兼任しているJFAの役員とその家族 | JFAの職員とその家族 |
| (3) Jリーグに出向しているJFAの職員とその家族 | |

家族を利用するなど不適切と疑われる購入はやめましよう。

※対象となる可能性のある試合：

Jリーグ（ルヴァン杯含む）、天皇杯（うち、Jクラブ同士の試合）、FIFAワールドカップ本大会およびアジア地区予選

ハラスメントの禁止

(12) ハラスメントの禁止

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、暴力、誹謗、中傷等、様々なハラスメントを行わない、また、それを排除するよう行動する。

▼遵守ガイド

1. 暴力的行為、言葉による攻撃、からかい、侮辱などの言動、またその振る舞い、しぐさなどあらゆる形のハラスメントとなる行為はしない。
2. ハラスメントになるか否かは相手の受け止め方によるところが大きい。相手の人格を尊重し、自分の言葉や態度に対して相手がどう感じるかを常に意識して行動する。
3. 一人一人が相手の気持ちを配慮し、ハラスメントの予防とその撲滅に取り組む。

解説 1

ハラスメントの種類について

ハラスメント(嫌がらせ)には、以下のような種類があります。

- セクシュアル・ハラスメント(セクハラ): 性的嫌がらせ(男性から女性、女性から男性、同性から同性も含む)
- パワー・ハラスメント(パワハラ): 地位、人間関係等の職場内の優位性を利用して苦痛を与える行為
- ジェンダー・ハラスメント: 性別により社会的役割が別れるという考えに基づく嫌がらせ(「男だろ、女のくせに」といった発言や男性だけに力仕事をさせたり、女性だけに給仕や雑用をさせる行為)
- マタニティ・ハラスメント: 妊娠、出産、育休などを理由とする、解雇、雇い止め、降格などの不利益を与える行為
- モラル・ハラスメント: 言葉や態度等で精神的苦痛を味わわせる行為(無視、いじめ等)
- アルコール・ハラスメント: 飲酒や一気飲みの強要、意図的な酔い潰し等

ハラスメントの被害者が事実を訴えたこと(内部告発)を理由に不当な扱いを受けるなどの二次的な被害をセカンド・ハラスメントと言います。

また、ハラスメント被害に関する相談を受けた側は事実を他者に漏らさず、セカンド・ハラスメント防止に努めましょう。公益通報者保護法に基づき、通報者が不利益を受けることはありません。

解説 2

ハラスメント防止に向けたJFAの取り組み

JFAは、暴力やハラスメントを根絶するため、以下の取り組みを行っています。

- ①暴力等根絶相談窓口、JFAホイッスルブローイング（内部通報窓口）の設置
- ②ウェルフェアオフィサーの設置
- ③JFAリスペクト・フェアプレーデイズ（リスペクトやフェアプレーの精神を広め、さまざまな差別や暴力に断固反対し、差別や暴力のない世界をつくるための啓発活動期間）の設置
- ④他団体、自治体等と協力体制を敷いた連携
- ⑤機関誌をはじめとする公式発行物やJFA公式Webサイト、SNSを利用した広報活動
- ⑥啓発活動ツールの作成、配布、掲示
- ⑦教育、研修等の実施
- ⑧就業規則におけるハラスメント禁止の明記

Q&A 不快感を与える冗談

Q. 職場に不快と感じる不適切な冗談を言う上司がいます。周りの同僚はそれを聞いて笑っており、私も冗談なのだとして割り切ろうとしていますが、毎日そのような冗談を言われるのがとても苦痛です。これはハラスメントでしょうか、それとも私が我慢するしかないのでしょうか。

A. 冗談だとしても人を傷つけることは許されません。直接その問題について上司と話すことが難しい場合や、本人に直接話すことが問題の解決に結びつかないと思われる場合は、その上司の上席者、通報・相談窓口や担当部署に相談してください。

ハラスメントは、「相手が不快と思うかどうか」が判断基準の一つです。親しさを表しているつもりでも、相手が不快に思うこともあります。不快と感じても言い出せない人がいることを忘れないでください。

事例 スポーツにおけるパワー・ハラスメント問題

2012年、ある競技の日本代表選手らが、強化宿舎で監督等から暴力やパワー・ハラスメントを受けたとして、監督らを告発する文書を日本オリンピック委員会（JOC）に提出しました。JOCは「重大な不当行為」と認定し、競技団体に対する交付金を停止することを決めました。同競技団体は、新しい首脳陣による新体制発足させ、暴力根絶のためのプロジェクトを設置し、指導における倫理ガイドラインを制定しました。

ハラスメントと思われる状況に遭遇したら、上司、通報・相談窓口や担当部署に相談してください。

違法薬物や問題飲酒行動等の禁止

(13) 違法薬物や問題飲酒行動等の禁止

健康と安全を脅かす大麻、麻薬、覚せい剤等の違法薬物の譲受、譲渡、所持、使用、風紀を乱す問題飲酒行動、飲酒運転、及び未成年者の飲酒、喫煙等を行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動する。

▼遵守ガイド

1. 麻薬など法令によって禁止されている薬物の譲受や譲渡に関わったり、所持、使用したりすることは、決してしてはならない。
2. 過度な飲酒は、正しい判断力を失ったり、健康を損ねるだけでなく、重大な事故を招く危険性がある。また、酩酊状態で行った行為は、人に迷惑をかけたたり、信用の失墜につながる。飲酒する場合は、常に適量に留めるように努める。
3. 未成年の飲酒は法律で禁じられており、未成年に飲ませることも罰せられる。また、少量の飲酒であっても飲酒運転は決してしてはならない。

解説 1 飲酒は適量とし、飲み過ぎには十分注意しましょう

正常な判断力や注意力を失うほどの飲酒は、健康を害する上、以下のような行為によって自身や組織の信用失墜を招く可能性があります。常に自身を戒め、飲み過ぎには十分注意しましょう。

- 不適切な発言などのハラスメントを起こすきっかけとなる
- 泥酔して暴れて、人にけがをさせたり、物を破損したりしてしまう
- 遅刻や欠勤など業務に支障が出る
- 注意力が低下して重要な書類を置き忘れるなど、情報漏えい事件となる



解説 2

飲酒運転で処罰されるケース

飲酒運転は法律で禁止されていますが、以下のような場合も法律により処罰されます。

- 自転車の飲酒運転
- 前日に飲んだお酒が朝まで体内に残っており、朝に運転した際に酒気帯び運転となる
- 飲酒運転を行った人物に、「飲酒すると知りながら、車両を提供する」「運転すると知りながら、酒類を提供する」、「飲酒したと知りながら、同乗する」

飲酒運転によって失うものは計り知れません。交通事故の危険性が高まる上に、万が一、事故を起こした場合、他者の生命を奪ったり、行政処分や刑罰を受けることによって社会的地位や財産などを失い、相手や自分の家族の人生をも変えてしまいます。

事例

元オリンピックメダリストの未成年との飲酒

アテネオリンピックのメダリストが、自身が部長を務める大学運動部の未成年部員に酒を飲ませたとして、その責任を取って部長を辞任しました。

打ち上げや合宿などに未成年が参加している場合、未成年が飲酒しないように十分注意してください。

用語解説

危険ドラッグ

危険ドラッグには、既に規制されている麻薬や覚せい剤の化学構造を少しだけ変えた物質が含まれており、体への影響は麻薬や覚醒剤と変わりません。物によってはより危険な成分が含まれていることもあります。危険ドラッグを使用した状態で車を運転し、人を死傷させる事件も起きています。

危険ドラッグは「合法ドラッグ」「合法ハーブ」などと称して販売されるため、安全であるかのように誤解されがちですが、実際はとても危険で、人体に重大な害を及ぼします。そして、しばしば薬物は反社会的勢力の資金源となっています。決して使用せず、周囲に対して薬物防止の啓発を行いましょう。

万が一、周囲で薬物使用に関する情報を見聞きした場合や、自らが関与したと思われる場合は、上司、通報・相談窓口や担当部署に相談してください。

不正な利得の收受行為の禁止

(14) 不正な利得の收受行為の禁止

不当な利益供与を目的とした金品の供与、贈答、接待の授受やその疑いのある行為を行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動する。

▼遵守ガイド

1. 不当な利益や活動上の利得を目的とする金品の贈答や接待等を行わない。
2. 不当な利益や活動上の利得を目的とする金品の贈答や接待等を受けない。
3. 「過剰な接待」とならないよう、常識の範囲とは何かを意識し、社会通念上適切か否かを常に念頭において行動する。

解説

「過剰な接待」、「常識の範囲」とは

「過剰な接待」とは、「常識の範囲」を超える接待です。例としては以下が挙げられます。

- 事業に関わる公正な判断が左右されるほどのお歳暮、お中元などの贈答品を受ける行為
- 事業に関わる公正な判断が左右されるほどの飲食による接待を受ける行為
- 高級クラブ、料亭、スナックのはしごなど、第三者から見て明らかに節度を超えている付き合い
- 明らかに節度を超えるゴルフ接待や接待旅行など、第三者から見て明らかに節度を超えている行為
- 関係性を深めることを目的とした饂飩（せんべつ）、祝儀、香典

「常識の範囲」とは、他者から見て、事業活動における公平性や公正性に疑惑や不信を抱かない範囲を言います。JFAは公益財団法人として、極めて高い公平性が求められますので、クリーンな行動を心がけましょう。また辞退したにもかかわらず、贈答、接待を受けざるを得ない場合は、社会通念上妥当かどうかを上司に相談し、適切な措置をとりましょう。

Q&A① 過剰な接待の授受

Q. 日頃から取引のある企業の担当者から、関係性を深めたり、情報交換のためという理由で、食事に頻繁に誘われています。これは過剰な接待になるのでしょうか。

A. 取引先と良好な関係を保つことは大切ですが、頻繁に食事を共にし、しかも常に相手が支払いを行っているということは、過剰な接待の授受に当たるでしょう。公正な取引関係の維持の面から見て不適切ととられる場合もあります。第三者の目にどう映るかを意識し、良識ある行動をとりましょう。

Q&A② お礼の品等の贈呈

Q. 上司にお中元を贈りたいと考えています。最近では組織内接待を自粛する組織も増えていると聞いていますが、日頃の感謝を込めて贈りたいと思います。ルールはどのようになっていますか。

A. 部下から上司への贈り物は、冠婚葬祭などの場合を除き、公正な処遇やオープンな職場環境の醸成に反することがあるため、原則として禁止しています。結婚のお祝いや弔事などの香典は社会通念上許される範囲にとどめましょう。またJFAに登録している団体間における懇親等も目的を明確にし、誤解を招かないように適切な範囲にとどめましょう。



用語解説 不正競争防止法と外国公務員贈賄罪

国際商取引における外国公務員への不正な利益供与防止のため、不正競争防止法に外国公務員贈賄罪が規定されています。自らの利益を得たり維持したりするために、外国公務員に対して直接的あるいは間接的に金銭等を渡すことは犯罪になります。また、その当事者が所属する組織も違反行為防止のための必要な注意を怠った場合、罰金が科せられます。日本国内で外国公務員（大使館職員など）へ賄賂を渡した場合に加え、海外で現地の公務員に賄賂を渡した場合も、この法律により罰せられる可能性があります。公務員に金銭や贈答品を渡す行為が法令で禁止されている国や地域が多数あるため、よく理解して行動する必要があります。

例えば、海外の空港で空港職員から「10USドル程度の金銭を支払えば、早く入国許可を出す」と言われて、支払った場合は、「ファシリテーションペイメント」として公務員への賄賂にあたります。

私的利益追求の禁止

(15) 私的利益追求の禁止

それぞれが所属する組織の社会的使命と責任を認識し、その職務や地位を、私的な利益の追求に利用しない。

▼遵守ガイド

1. 個人的な利益のために、自らの職務や地位を利用して取引先に便宜を図ったり、受けたりしない。
2. 「関係者」として業務上知り得た重要な秘密情報やインサイダー情報を私的に利用する行為は、決してしてはならない。
3. 組織の資産（PC、携帯電話等）を個人的な目的に使用しない。
4. 職務中や活動中に他者との私的な関係を持ち込むなど、業務に支障をきたす行為はしない。

解説

利益相反行為となるケース

利益相反行為とは、中立の立場で仕事を行うべき組織の職員が、自己や第三者の利益を得るために組織の利益を損なう行為です。

例えば、備品を購入する場合に、明らかに他の業者から購入したほうが価格も品質も良いことがわかっていながら、個人的につながりのある業者から購入してその業者からキックバックを得るような場合です。

利益相反行為をしないよう努めてください。



Q&A①

取引先の旅行代理店の私的利用と出張に合わせた私的行動

Q. 業務上取引のある旅行会社の担当者に個人旅行の手配を格安で依頼することは、私的利益の追求に当たりますか。また、業務出張のついでに友人に会いたいのですが、良いでしょうか。

A. 職場における立場や取引先との力関係を利用して、私的に便宜供与を申し出ることは決してしてはなりません。また、業務出張の際に業務とは関係のない私用を行う場合は、出張費の私的利用と見なされないよう、上司に相談し許可を得て、勤務時間報告から外すなどの適切な対応をとりましょう。

Q&A②

業務上知り得た情報を基にした自費出版

Q. 業務上知り得た情報を基に本を出版したいと思います。執筆料をもらえるわけでもなく、本が売れるとも思っていませんが、これは私的な利益の追求にあたるでしょうか。

A. JFAが認めた場合以外は、私的な利益の追求にあたります。金銭の収入を得るつもりがなくても、個人的な名誉の獲得や社会的地位の向上も「私的利益」にあたります。また、業務上知り得た情報を無断で他者に漏らすことは情報漏えいに当たり、この点からも不適切と言えます。

なお、既に退職している場合でも業務上知り得た情報を基に本を出版することは情報漏えいにあたります。

Q&A③

職場から貸与された携帯電話の私的利用

Q. 職場から貸与された携帯電話で毎日帰宅前に家族に電話をかけています。ごく短時間の通話で、国際電話でもないので料金は少額ですが、問題となりますか。

A. 組織の財産の私的な利用にあたり問題となります。個人携帯と使い分けてください。そのほかパソコン、プリンター、文房具などの機器、備品といった組織の資産を、事業活動以外の個人目的に使用してはなりません。以下は、組織の商品、備品、機器の不適切な私的利用の例です。

- 業務用のパソコンで業務と関係のない私用の資料を作成する
- 業務用のパソコンで業務に関係のないウェブサイトを閲覧する
- 組織のメールアドレスを使用して私的なオンラインショッピングを行う
- 業務に関係のない書類を職場のプリンターで印刷する
- 職場にある文房具等を自宅に持ち帰って使う
- スポンサーから提供される品物を家族、友人の分も余分に受け取る

反社会的勢力との断絶

(16) 反社会的勢力との断絶

市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度を堅持するとともに一切の関係を持たない。

▼遵守ガイド

1. 反社会的勢力に対しては、「金は出さない」、「利用しない」、「恐れない」、「交際しない」を基本として毅然と行動する。
2. 反社会的勢力に対して何かを依頼したり、金銭の授受や接待、その影響力を利用したりするなどの行為をしてはならない。
3. 反社会的勢力との接触があった場合には個人で抱えこまず、速やかに上司、通報・相談窓口や担当部署に相談する。

解説

反社会的勢力への基本的な対応

相手先不明の電話や身元不明の来客には十分注意しましょう。また、組織外の人から不当な要求を受けたり、要求の目的がよくわからない場合、安易に応じないでください。反社会的勢力の関係者の場合があります。

反社会的勢力からのアプローチは、脅しなど明確に悪意のあるものとは限りません。甘い言葉や儲け話などを持ちかけ、じわじわと関係構築を迫ってることがあります。

反社会的勢力と関わったまたは接触しただけでも社会から批判を浴び、組織の信用を失墜します。不正な資金洗浄（マネーロンダリング）や利益供与など、反社会的活動や公序良俗に反する行動にも決して関わらないでください。

新規の取引先が、反社会的勢力である疑いが発生した場合は、反社会的勢力チェック等の信用調査を行う、契約に暴力団排除条項を含めるなどの対応をとります。反社会的勢力と関わりを持った可能性がある場合は、直ちに上司、通報・相談窓口や担当部署に相談してください。

Q&A

反社会的勢力と接触

Q. 後から分かったのですが、友人が連れてきた人が反社会的勢力の関係者のようです。そうとは知らず連絡先や勤務先のことを話してしまいました。どうしたら良いでしょうか。

A. 緊急に対応すべき事案ですが、該当者が不祥事を起こしていない段階では事を大きくしないように対処する必要があります。判断を裏付けるための情報収集と事実の確認が肝心です。焦らず、まずは上司に報告、相談し、対応方法を仰ぎましょう。

用語解説 1 反社会的勢力

反社会的勢力とは、暴力や威力、あるいは詐欺的な手法を駆使し、不当な要求行為によって経済的利益を追求する集団や個人の総称で、暴力団や暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、ゴロ（ゴロツキ）などを言います。反社会的勢力との関係遮断については、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」や日本経済団体連合会の「企業行動憲章」で明記されるほか、多くの企業が自社の倫理規範での遵守事項としています。反社会的勢力については単なる倫理の問題ではなく、法令遵守に関わる重大な問題として捉える必要があります。

用語解説 2 反社会的勢力による被害を防止するための指針

法務省が、反社会的勢力による被害を防止するための理念や対応について取りまとめた指針です。各自治体でも暴力団の影響排除を目的とした「暴力団排除条例」を制定しています。

<反社会的勢力による被害を防止するための基本原則>

- ・組織としての対応方針
- ・外部専門機関との連携
- ・取引を含めた一切の関係遮断
- ・有事における民事と刑事の法的対応
- ・裏取引や資金提供の禁止

<対応方法>

- ・不当要求方法（接近型、攻撃型）
- ・一切の関係遮断を図る方法
- ・契約書等における暴力団排除条項の追加
- ・反社会的勢力による株式取得への対応
- ・関係遮断のための内部統制システムの構築

V. 相談窓口

このガイドラインに掲載されているような事案が起こったり、判断に迷ったりすることがある場合、あるいは、周囲で困っている人を見かけた場合、原則は上司や同僚に相談してください。ただし、相談しづらい場合や誰に相談したらよいか不明である場合を想定し、JFAでは以下の相談窓口を用意しています。

なお、相談窓口は、相談や通報を受けたりした場合、通報者が不利益な処遇を受けないことを保証し、プライバシーを保護します。



JFAホイッスルブローイング

JFA内部通報者保護規則に基づき通報窓口を設置しています。

配付しているカードをご確認ください。

カードを紛失した場合はJFA管理部までご報告ください。

職場相談員

JFA事務局内のコンプライアンス推進および職場活性化等を考慮し、職場相談員を設置しています。職場相談員に関する情報は、「JFA Portal」に記載されています。

JFA暴力等根絶相談窓口

サッカーの活動現場における組織的または個人的な暴力行為の早期発見と是正および再発防止に努めることを目的に、「暴力等根絶相談窓口」を設置しています。

設置場所 JFA管理部内

電話番号 050-2018-1990

(2017年10月2日より)

ファックス番号 03-3830-2005

URL

http://www.jfa.jp/violence_eradication/

※最新の情報はJFA公式サイトをご確認ください。

相談先が不明な場合

JFA管理部までご相談ください。

- JFAコンプライアンス・ハンドブック
- 2017年9月8日第1刷発行
- 発行：公益財団法人 日本サッカー協会

※本書掲載の文章・写真・図表などの無断転用、複製を禁じます。



公益財団法人 日本サッカー協会